



2026年9月17日

各 位

|       |                                                    |
|-------|----------------------------------------------------|
| 会 社 名 | 株 式 会 社 I - n e                                    |
| 代表者名  | 代 表 取 締 役 社 長 C E O 大 西 洋 平<br>(コード番号：4933 東証プライム) |
| 問合せ先  | 取 締 役 執 行 役 員 C F O 原 義 典                          |
| 電話番号  | 06-6443-0881                                       |

## 金融庁による課徴金納付命令の決定についてのお知らせ

当社は、2026年6月26日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」及び2026年7月7日付「課徴金に係る審判手続き開始決定に対する答弁書の提出に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する600万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われましたが、本日、金融庁より納付期限を2026年11月17日とする600万円の課徴金納付命令の通知を受けましたのでお知らせいたします。

当社は、この度の事態を厳粛に受け止め、引き続き再発防止に取り組んでまいります。

株主、投資家の皆さまをはじめ、取引先及び関係者の皆さまには多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

## 記

### 1. 課徴金納付命令の対象となった有価証券報告書等 有価証券報告書

第16期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

### 2. 今後の見通し

課徴金につきましては、納付期限までに国庫に納付いたします。なお、当該課徴金につきましては、2026年12月期第2四半期決算において特別損失として計上しております。そのほか特段の業績への影響はない見込みです。

以 上